

(公印省略)

5 福介連監指第 41 号  
令和 5 年 5 月 8 日

居宅介護支援事業所 管理者様  
介護予防支援事業所 管理者様  
地域密着型サービス事業所 管理者様

福岡県介護保険広域連合  
事 務 局 長

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の運営に関する臨時的な取扱いの終了について

日頃より、当広域連合の介護保険事業の運営にご理解ご協力いただきありがとうございます。

当広域連合における新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の運営に関する臨時的な取扱いについては、令和 2 年 2 月 25 日以降 3 回にわたりお示ししているところです。

今回、厚生労働省より「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けの変更に伴う人員基準等に関する臨時的な取扱いについて」（令和 5 年 5 月 1 日付厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡）が示されたことにより、当広域連合における取扱いについて下記のとおり取り扱うこととします。

#### 記

- 1 下記の文書については、令和 5 年 5 月 7 日までの取扱いとします。
  - (1) 「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の運営に関する臨時的な取扱いについて（第 2 報）」（令和 2 年 4 月 6 日付 2 福介連監指第 10 号）
    - ※ 「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の運営に関する臨時的な取扱いについて」（令和 2 年 2 月 25 日付事務連絡）については、上記第 2 報にて内容を変更しています。
  - (2) 「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の運営に関する臨時的な取扱いについて（第 3 報）」（令和 2 年 9 月 8 日付 2 福介連監指第 188 号）

(3) 「緊急事態宣言後の介護サービス等事業所の対応について（通知）」（令和2年4月10日付2福介連監指第21号）

## 2 令和5年5月8日以降の取扱いについて

### (1) 居宅介護支援事業所及び介護予防支援事業所

サービス担当者会議及びモニタリング等自宅訪問が必要なことについては、従前のおり「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」（平成11年3月31日厚生省令第38号）等関係法令に基づき実施してください。

### (2) 地域密着型サービス事業所

運営推進会議や身体拘束適正化委員会等の開催については、従前のおり「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年3月14日厚生労働省令第34号）等関係法令に基づき実施してください。

また、利用者宅訪問等が算定要件となっている加算（個別機能訓練加算等）については、従前のおり「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年3月14日厚生労働省告示第126号）等関係法令に基づき実施してください。

### (3) 新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合の報告について

介護サービス事業所等で新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる際の報告は必要ありません。今後介護サービス事業所において新型コロナウイルス感染症が発生した場合は、「介護保険事業所における事故発生時の報告取扱い要領」（令和5年4月3日改正）3（2）イに基づき、報告要件に該当する場合は、所管する各広域連合支部に事故報告書の提出をいただきますようお願いいたします。

### (4) 高齢者施設等における感染対策等について

高齢者施設等における感染対策等について、厚生労働省より「高齢者施設における感染対策等について」（令和5年4月18日付介護保険最新情報 Vol.1146）により、感染症法上の位置づけ変更後も感染対策の徹底を当面継続することとされているため、各事業所において必要な介護現場における感染対策は継続するとともに、常に最新の情報を確認する等対応をお願いします。

#### 【問い合わせ先】

福岡県介護保険広域連合本部 事業課  
（係名・電話番号）

監査指導係 092-981-9075

指定係 092-981-9074

給付係 092-981-9073